

## 第89回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年10月24日（木） 午後1時30分から午後2時35分  
開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林 隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	欠席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田 静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	欠席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席	○	
14	小林弘行	出席	○	
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田靡仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

## 議事内容

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について                             |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                        |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                        |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                        |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について    |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について              |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について                       |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について                       |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について                             |
| 報告第5号 | 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について                      |
| 報告第6号 | 県許可案件の許可状況について                              |
| 報告第7号 | 農地パトロールの結果について                              |

(令和6年10月24日 午後1時30分)

議長 定刻となりましたので、只今から、第89回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、船引委員と飯塚委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を橋本静枝委員と小林弘行委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が4件提出されております。

1番です。

勝原区宮田の畠□□□□につきまして、「昭和33年から住宅敷地として利用している」との申請です。

2番です。

白国五丁目の畠□□□□につきまして、「昭和38年から共同住宅敷地として利用している」との申請です。

3番です。

安富町塩野の畠□□□□につきまして、「平成10年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

船津町の田□□□□につきまして、「平成6年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

## 議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

## 各 委 昌

• • •

議長

ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

### 各 委 員

異議なし。

## 議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

## 〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P 2～P 4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、19件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

所有権の移転が17件、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が1件となっており、1番、16番、17番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、11番を除きいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、1番と4番が「法人」である外はいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から5番につきましては、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」の意見となっております。

2番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北東部地区農政協議会では「すでに作付けを行っており実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北東部地区農政協議会では「貸人である同居の父も耕作に関わるため新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北東部地区農政協議会では「自宅の隣接地であり、面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

6番です。

余部区上余部の田4筆□□□□□□□につきまして、余部区上余部の□□□□□□□が、□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水

稻」となっております。

7番です。

夢前町前之庄の田□□□□につきまして、夢前町前之庄の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

安富町植木野の田□□□□につきまして、安富町植木野の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

9番です。

林田町上伊勢の田□□□□につきまして、林田町上伊勢の□□□□□が、□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

林田町六九谷の田□□□□につきまして、林田町六九谷の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

船津町の田□□□□□につきまして、白国五丁目の□□□□□が、□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。当該農地には現在利用権設定がなされていますが、11月14日で期間満了となるため、1年内に解約されることが確実となっています。

12番です。

船津町の田□□□□□につきまして、船津町の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

13番です。

船津町の田□□□□につきまして、船津町の□□□□□が、□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

14番です。

船津町の田□□□□につきまして、船津町の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

15番です。

豊富町豊富の田□□□□につきまして、豊富町豊富の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

16番です。

花田町一本松の田□□□□につきまして、花田町一本松の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

四郷町本郷の田□□□□□につきまして、四郷町本郷の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜、果樹」と

	<p>なっております。</p> <p>18番です。</p> <p>御国野町深志野の畠□□□□につきまして、御国野町深志野の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。</p> <p>19番です。</p> <p>香寺町溝口の田□□□□につきまして、香寺町溝口の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。</p> <p>いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>有難うございます。</p> <p>只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。</p>
委員	4番と同時申請の高度化施設について、説明をしてもらえますか。
事務局	<p>農作物栽培高度化施設は、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボットの導入等の必要により、農業用ハウス等の底面を全面コンクリートにする場合には、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要となる仕組みで、固定資産税は農地課税のままの取り扱いとなります。</p> <p>今回の申請では、土間コンクリートで栽培スペースと附帯する作業スペースを含み、施設の構造等基準を満たしております。この案件の許可が決定されましたら、同日付で受理書を発行する予定です。</p>
委員	この施設で農業をやらなくなつた場合、どうなりますか。
事務局	<p>当該農地は違法転用状態となりますので、農地転用許可が可能であれば改めて転用申請をして転用許可をもらうか、農地復元をしていただくことになります。</p> <p>この案件につきましては、覚書において借人が構築物を撤去し原状復帰することとなっています。</p>
議長	ほかに、なにかございますか。
各委員	・・・。
議長	<p>ない様ですね。</p> <p>新規農家の聞き取り調査についてですが、地区協議会の意見では、1番については必要、それ以外につきましては必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。</p>
各委員	・・・。
議長	特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各委員	(全員挙手)
議長	全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

また、新規農家の聞き取り調査については、1番について実施することに決定します。

それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第3号（P5）を説明する。

#### 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

調整区域の飾東町山崎の畠□□□□につきまして、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。現況はすでに普通乗用車6台分の露天駐車場となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

## 議長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

## 各 委 員

• • • Q

## 議長

それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は举手をお願いします。

## 各 委 員

(全員举手)

## 議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第4号（P6）を説明する。

## 〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、5件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から4番が都市計画区域外の案件、5番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましてはいずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番と2番です。

3番です。

4番です。

5番です。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

## 議長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

## 各 委 員

• • • ○

## 議長

では、承認することでよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

## 各 委 員

(全員挙手)

## 議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号（P7～P12）を説明する。

## 〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農地を貸し借りする場合、農地法第3条の許可を受ける他に、農業経営基盤強化促進法による貸借も認められております。農業経営基盤強化促進法による手続につきましては、農家が農区等を通じて、市の農政総務課に利用権の設定を申し

込み、市が農用地利用集積計画にまとめます。この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることになります。農業委員会としましては、農地法第3条の許可基準を準用して、決定についてのご判断をいただくものです。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。67番から73番が□□□□関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から66番と74番から89番について、この度は、新規が「50件、74筆、91,548m<sup>2</sup>」、再設定が「32件、47筆、61,622m<sup>2</sup>」、合計「82件、121筆、153,170m<sup>2</sup>」で、11月15日に権利を設定する計画となっております。

利用権の設定を受ける者のうち1番の□□□□□□、2番の□□□□□、3番の□□□□□□、4番の□□□□□、5番の□□□□□□につきましては、現在の耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、いずれも「新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

その他に、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は令和7年3月末をもって廃止されることになりました。このため、新規および更新の契約は、今回の受付分が最後となります。今後は、公益社団法人ひょうご農林機構による農地中間管理事業または農地法第3条による貸借を活用していただくことになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長　　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　　・・・。

議長　　それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各委員　　異議なし。

議長　　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

　　[□□□□関係の案件]

議長　　それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

　　【□□□□　退室】

事務局　　それでは、67番から73番についてご説明いたします。

この度は、新規の使用貸借権の設定が「7件、8筆、9,663m<sup>2</sup>」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでおりません。

以上、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

議長　　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　　・・・。

議長	それでは、決定することによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。
	【□□□□ 入室】
議長	□□□□の案件は決定となりましたので報告します。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号（P12）を説明する。 〔農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について〕  議案第5号と同じく、農用地利用集積計画ですが、こちらは解除条件付き貸借により農業経営を行う法人による権利設定についてのものとなります。農業を営む法人ではありますが、農地所有適格法人の要件は満たしていない法人については、農地の所有はできませんが、権利設定後に農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件を付すことによって、農地の貸借が可能となっております。 この度は、使用貸借権の新規「16件、23筆、28,141m <sup>2</sup> 」で、11月15日に権利を設定する計画となっております。 北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、決定することによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。 次に、報告事項に入ります。 報告第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号（P14～P16）を説明する。 〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕  農地法第3条の規定による許可申請及び農地中間管理事業の決定に係る聞き取り調査について、9月にご審議いただきました新規農家5件の聞き取り調査を、10月2日に実施していただきました。 当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。
議長	報告ありがとうございます。

昌邑縣志

それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

## 議長

報告ありがとうございました。  
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

## 各 委 員

• • • ○

## 議長

特にないようですね。  
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

報告第2号（P17～P18）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

## 議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

## 各 委 員

• • • ○

## 議長

特ないようですので、確認といたします。  
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

報告第3号（P18～P23）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の 5 条転用案件で、こちらも、

類がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。





(午後2時35分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 麻 仁 志

---

(署名委員)

橋 本 静 枝

---

(署名委員)

小 林 弘 行

---